

議案第十九号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を  
次のように改正する。

第七条第二項から第四項までを次のように改める。

2 職員の昇給は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日に、同日前で人事  
委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、  
行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同  
項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とするこ  
とを標準として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従い決定するも  
のとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。  
第七条第五項を削り、同条第六項中「第二項、第三項、第四項ただし書及び前項ただし

書に規定する「を「職員の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七条の二中「前条第七項」を「前条第六項」に改める。

第十五条第一項各号並びに第二項第一号及び第三号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条第三項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「人事委員会の」を「教育委員会規則で」に改め、同条第四項及び第五項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

第二十六条の見出し及び同条第一項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十七条第二項中「及び」を「に支給する場合においては百分の百六十、」に改め、同項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「及び」を「に支給する場合においては百分の百六十、」に、「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に改める。

第三十条第二項中「六月に支給する場合においては百分の四十二・五、十二月に支給する場合には」を削り、同項ただし書中「百分の八十二・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の四十二・五」とあるのは「百分の二十二・五」と、

「百分の四十七・五」とあるのは「」を「百分の四十七・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の八十二・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五」を「百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」に改める。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	147,400	162,700	310,600
	2	148,900	164,700	313,900
	3	150,400	166,700	317,200
	4	151,900	168,700	320,500
	5	153,400	170,800	323,800
	6	155,100	173,000	327,100
	7	156,800	175,200	330,400
	8	158,600	177,400	333,700
	9	160,400	179,700	337,000
	10	162,300	182,400	339,500
	11	164,200	185,100	342,000
	12	166,200	187,900	344,500
	13	168,200	190,600	347,000
	14	170,400	192,300	349,500
	15	172,600	194,000	352,000
	16	174,800	195,700	354,500
	17	177,100	197,400	357,000
	18	179,600	199,100	359,500
	19	182,100	200,800	362,000
	20	184,600	202,600	364,500
	21	187,100	204,400	367,000
	22	188,800	206,200	369,200
	23	190,500	208,000	371,400
	24	192,100	209,900	373,500
	25	193,700	211,800	375,600
	26	195,300	213,700	377,700
	27	196,900	215,600	379,800
	28	198,500	217,600	381,900
	29	200,100	219,600	384,000
	30	201,700	222,300	386,000
	31	203,300	225,000	388,000
	32	204,900	227,700	390,000
	33	206,500	230,400	392,000

34	208,100	233,200	393,900
35	209,800	236,000	395,800
36	211,500	238,900	397,700
37	213,200	241,800	399,600
38	214,900	244,700	401,500
39	216,600	247,600	403,400
40	218,300	250,500	405,200
41	220,100	253,400	407,000
42	221,900	256,400	408,800
43	223,700	259,400	410,600
44	225,500	262,500	412,400
45	227,300	265,600	414,200
46	229,100	268,700	416,000
47	230,900	271,800	417,800
48	232,700	274,900	419,500
49	234,500	278,000	421,200
50	236,300	281,200	422,900
51	238,100	284,400	424,600
52	239,800	287,600	426,200
53	241,500	290,800	427,800
54	243,200	294,100	429,400
55	244,900	297,400	431,000
56	246,600	300,700	432,600
57	248,300	304,000	434,200
58	249,900	307,300	435,700
59	251,500	310,600	437,200
60	253,100	313,900	438,700
61	254,700	317,200	440,200
62	256,300	320,400	441,600
63	257,900	323,600	443,000
64	259,500	326,700	444,400
65	261,100	329,800	445,800
66	262,700	332,300	447,000
67	264,300	334,800	448,200
68	265,800	337,300	449,400
69	267,300	339,700	450,600
70	268,700	342,100	451,600

## 再任用職員以外の職員

71	270,100	344,500	452,600
72	271,500	346,900	453,600
73	272,900	349,300	454,600
74	274,200	351,700	455,500
75	275,500	354,100	456,400
76	276,800	356,500	457,300
77	278,100	358,900	458,200
78	279,300	361,000	459,000
79	280,500	363,100	459,800
80	281,700	365,100	460,600
81	282,900	367,100	461,400
82	284,000	369,100	462,200
83	285,100	371,100	462,900
84	286,200	373,100	463,600
85	287,300	375,100	464,300
86	288,300	377,000	465,000
87	289,300	378,900	465,700
88	290,300	380,800	466,400
89	291,300	382,700	467,100
90	292,200	384,400	467,800
91	293,000	386,100	468,500
92	293,800	387,800	469,200
93	294,600	389,500	469,900
94	295,400	391,100	470,600
95	296,200	392,700	471,300
96	297,000	394,200	472,000
97	297,800	395,700	472,700
98	298,500	397,100	473,400
99	299,200	398,500	474,100
100	299,900	399,900	474,800
101	300,600	401,300	475,500
102	301,200	402,600	476,200
103	301,800	403,900	476,900
104	302,400	405,200	477,600
105	303,000	406,500	478,300
106	303,500	407,700	479,000
107	304,000	408,900	479,700

108	304,400	410,100	480,400
109	304,800	411,300	481,100
110	305,200	412,500	
111	305,600	413,700	
112	306,000	414,800	
113	306,400	415,900	
114	306,800	417,000	
115	307,200	418,100	
116	307,600	419,200	
117	308,000	420,300	
118	308,400	421,300	
119	308,800	422,300	
120	309,200	423,300	
121	309,600	424,300	
122	310,000	425,300	
123	310,400	426,300	
124	310,800	427,300	
125	311,200	428,300	
126		429,200	
127		430,100	
128		431,000	
129		431,900	
130		432,700	
131		433,500	
132		434,300	
133		435,100	
134		435,800	
135		436,400	
136		437,000	
137		437,600	
138		438,200	
139		438,800	
140		439,400	
141		440,000	
142		440,600	
143		441,200	
144		441,800	

145		442,400	
146		443,000	
147		443,600	
148		444,200	
149		444,700	
150		445,200	
151		445,700	
152		446,200	
153		446,700	
154		447,200	
155		447,700	
156		448,200	
157		448,700	
158		449,200	
159		449,700	
160		450,200	
161		450,700	
162		451,200	
163		451,700	
164		452,200	
165		452,700	
166		453,200	
167		453,700	
168		454,200	
169		454,700	
170		455,200	
171		455,700	
172		456,200	
173		456,700	
174		457,200	
175		457,700	
176		458,200	
177		458,700	
再任用 職員	227,600	283,000	349,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二中「入書様通令が」を「機書様通令通令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、その者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあつては、人事委員会が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。
- 3 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給は、人事委員会が定める。
- 4 前二項の規定により、新号給を決定される職員のうち、人事委員会が定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより、施行日以後の昇給の号給数を調整する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額は、人事委員会が定める。
- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等

を考慮して前項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料月額を定める。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年杉並区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「並びに附則第三項の規定」を削る。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

附則別表(附則第2項関係)

幼稚園教育職員の号給の切替表

幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
3	3月未満	1	5	1
	3月以上6月未満	2	6	2
	6月以上9月未満	3	7	3
	9月以上12月未満	4	8	4
	12月以上	5	9	5
4	3月未満	5	9	5
	3月以上6月未満	6	10	6
	6月以上9月未満	7	11	7
	9月以上12月未満	8	12	8
	12月以上	9	13	9
5	3月未満	9	13	9
	3月以上6月未満	10	14	10
	6月以上9月未満	11	15	11
	9月以上12月未満	12	16	12
	12月以上	13	17	13
6	3月未満	13	17	13
	3月以上6月未満	14	18	14
	6月以上9月未満	15	19	15
	9月以上12月未満	16	20	16
	12月以上	17	21	17
7	3月未満	17	21	17
	3月以上6月未満	18	22	18
	6月以上9月未満	19	23	19
	9月以上12月未満	20	24	20
	12月以上	21	25	21
8	3月未満	21	25	21
	3月以上6月未満	22	26	22
	6月以上9月未満	23	27	23
	9月以上12月未満	24	28	24
	12月以上	25	29	25
9	3月未満	25	29	25
	3月以上6月未満	26	30	26
	6月以上9月未満	27	31	27
	9月以上12月未満	28	32	28
	12月以上	29	33	29
10	3月未満	29	33	29
	3月以上6月未満	30	34	30
	6月以上9月未満	31	35	31
	9月以上12月未満	32	36	32
	12月以上	33	37	33

11	3月未滿	33	37	33
	3月以上6月未滿	34	38	34
	6月以上9月未滿	35	39	35
	9月以上12月未滿	36	40	36
	12月以上	37	41	37
12	3月未滿	37	41	37
	3月以上6月未滿	38	42	38
	6月以上9月未滿	39	43	39
	9月以上12月未滿	40	44	40
	12月以上	41	45	41
13	3月未滿	41	45	41
	3月以上6月未滿	42	46	42
	6月以上9月未滿	43	47	43
	9月以上12月未滿	44	48	44
	12月以上	45	49	45
14	3月未滿	45	49	45
	3月以上6月未滿	46	50	46
	6月以上9月未滿	47	51	47
	9月以上12月未滿	48	52	48
	12月以上	49	53	49
15	3月未滿	49	53	49
	3月以上6月未滿	50	54	50
	6月以上9月未滿	51	55	51
	9月以上12月未滿	52	56	52
	12月以上	53	57	53
16	3月未滿	53	57	53
	3月以上6月未滿	54	58	54
	6月以上9月未滿	55	59	55
	9月以上12月未滿	56	60	56
	12月以上	57	61	57
17	3月未滿	57	61	57
	3月以上6月未滿	58	62	58
	6月以上9月未滿	59	63	59
	9月以上12月未滿	60	64	60
	12月以上	61	65	61
18	3月未滿	61	65	61
	3月以上6月未滿	62	66	62
	6月以上9月未滿	63	67	63
	9月以上12月未滿	64	68	64
	12月以上	65	69	65
19	3月未滿	65	69	65
	3月以上6月未滿	66	70	66
	6月以上9月未滿	67	71	67
	9月以上12月未滿	68	72	68
	12月以上	69	73	69
20	3月未滿	69	73	69
	3月以上6月未滿	70	74	70
	6月以上9月未滿	71	75	71
	9月以上12月未滿	72	76	72
	12月以上	73	77	73
21	3月未滿	73	77	73
	3月以上6月未滿	74	78	74
	6月以上9月未滿	75	79	75
	9月以上12月未滿	76	80	76
	12月以上	77	81	77

22	3月未滿	77	81	77
	3月以上6月未滿	78	82	78
	6月以上9月未滿	79	83	79
	9月以上12月未滿	80	84	80
	12月以上	81	85	81
23	3月未滿	81	85	81
	3月以上6月未滿	82	86	82
	6月以上9月未滿	83	87	83
	9月以上12月未滿	84	88	84
	12月以上	85	89	85
24	3月未滿	85	89	85
	3月以上6月未滿	86	90	86
	6月以上9月未滿	87	91	87
	9月以上12月未滿	88	92	88
	12月以上	89	93	89
25	3月未滿	89	93	89
	3月以上6月未滿	90	94	90
	6月以上9月未滿	91	95	91
	9月以上12月未滿	92	96	92
	12月以上	93	97	93
26	3月未滿	93	97	93
	3月以上6月未滿	94	98	94
	6月以上9月未滿	95	99	95
	9月以上12月未滿	96	100	96
	12月以上	97	101	97
27	3月未滿	97	101	97
	3月以上6月未滿	98	102	98
	6月以上9月未滿	99	103	99
	9月以上12月未滿	100	104	100
	12月以上	101	105	101
28	3月未滿	101	105	101
	3月以上6月未滿	102	106	102
	6月以上9月未滿	103	107	103
	9月以上12月未滿	104	108	104
	12月以上	105	109	105
29	3月未滿	105	109	
	3月以上6月未滿	106	110	
	6月以上9月未滿	107	111	
	9月以上12月未滿	108	112	
	12月以上	109	113	
30	3月未滿	109	113	
	3月以上6月未滿	110	114	
	6月以上9月未滿	111	115	
	9月以上12月未滿	112	116	
	12月以上	113	117	
31	3月未滿	113	117	
	3月以上6月未滿	114	118	
	6月以上9月未滿	115	119	
	9月以上12月未滿	116	120	
	12月以上	117	121	
32	3月未滿	117	121	
	3月以上6月未滿	118	122	
	6月以上9月未滿	119	123	
	9月以上12月未滿	120	124	
	12月以上	121	125	

33	3月未滿	121	125	
	3月以上6月未滿	122	126	
	6月以上9月未滿	123	127	
	9月以上12月未滿	124	128	
	12月以上	125	129	
34	3月未滿	125	129	
	3月以上6月未滿	125	130	
	6月以上9月未滿	125	131	
	9月以上12月未滿	125	132	
	12月以上	125	133	
35	3月未滿		133	
	3月以上6月未滿		134	
	6月以上9月未滿		135	
	9月以上12月未滿		136	
	12月以上		137	
36	3月未滿		137	
	3月以上6月未滿		138	
	6月以上9月未滿		139	
	9月以上12月未滿		140	
	12月以上		141	
37	3月未滿		141	
	3月以上6月未滿		142	
	6月以上9月未滿		143	
	9月以上12月未滿		144	
	12月以上		145	
38	3月未滿		145	
	3月以上6月未滿		146	
	6月以上9月未滿		147	
	9月以上12月未滿		148	
	12月以上		149	
39	3月未滿		149	
	3月以上6月未滿		150	
	6月以上9月未滿		151	
	9月以上12月未滿		152	
	12月以上		153	
40	3月未滿		153	
	3月以上6月未滿		154	
	6月以上9月未滿		155	
	9月以上12月未滿		156	
	12月以上		157	
41	3月未滿		157	
	3月以上6月未滿		158	
	6月以上9月未滿		159	
	9月以上12月未滿		160	
	12月以上		161	
42	3月未滿		161	
	3月以上6月未滿		162	
	6月以上9月未滿		163	
	9月以上12月未滿		164	
	12月以上		165	
43	3月未滿		165	
	3月以上6月未滿		166	
	6月以上9月未滿		167	
	9月以上12月未滿		168	
	12月以上		169	

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（初任給、昇格及び昇給の基準）            第七条 略</p> <p>2   職員の昇給は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日に、同日前で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。</p> <p>3   前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4   職員の昇給は、その属する職務の級にお</p>	<p>（初任給、昇格及び昇給の基準）            第七条 略</p> <p>2   職員が現に受けている号給を受けるに至った時から十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の幅の中において直近上位の号給に昇給させることができる。</p> <p>3   職員の勤務成績が特に良好である場合等においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給に昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。</p> <p>4   職員の給料月額がその属する職務の級に</p>

ける最高の号給を超えて行うことができない。

おける給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給させることができない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から二十四月（その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあっては、十八月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて昇給させることができる。

5 | 前三項の規定にかかわらず、職員が五十五歳に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する場合は、当該三月三十一日の翌日以降昇給させることができない。ただし、人事委員会の承認を得て教育委員会が特に事由を定めた場合で、前三項の規定を適用することが相当と認められた職員につい

- 5| 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6| 略
- 7| 第二項から第四項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。  
(再任用短時間勤務職員の給料月額)  
第七条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第六項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間
- 6| 第二項、第三項、第四項ただし書及び前項ただし書に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7| 略
- 8| 第二項から第五項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。  
(再任用短時間勤務職員の給料月額)  
第七条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第七項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間
- ては、当該事由に該当するときに限り、人事委員会の承認を得て教育委員会が定めるところにより昇給させることができる。

で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第十五条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自転車その他の交通の用具

で教育委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しな

で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第十五条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自転車その他の交通の用具

で人事委員会が定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しな

ければ通勤することが著しく困難である  
と教育委員会規則で定める職員以外の職  
員であつて、自転車等を使用しないで徒  
歩により通勤するものとした場合の通勤  
距離が片道二キロメートル未満であるも  
の及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその  
運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用  
することを常例とする職員（交通機関等  
を利用し、又は自転車等を使用しなけれ  
ば通勤することが著しく困難であると教  
育委員会規則で定める職員以外の職員で  
あつて、交通機関等を利用せず、かつ、  
自転車等を使用しないで徒歩により通勤  
するものとした場合の通勤距離が片道二  
キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員  
の区分に応じて、当該各号に掲げる額とす  
る。

ければ通勤することが著しく困難である  
と人事委員会が 定める職員以外の職  
員であつて、自転車等を使用しないで徒  
歩により通勤するものとした場合の通勤  
距離が片道二キロメートル未満であるも  
の及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその  
運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用  
することを常例とする職員（交通機関等  
を利用し、又は自転車等を使用しなけれ  
ば通勤することが著しく困難であると人  
事委員会が 定める職員以外の職員で  
あつて、交通機関等を利用せず、かつ、  
自転車等を使用しないで徒歩により通勤  
するものとした場合の通勤距離が片道二  
キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員  
の区分に応じて、当該各号に掲げる額とす  
る。

一 前項第一号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額

二 略

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額

一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で人事委員会が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額

二 略

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額

（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

3

幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で教育委員会規則で定めるものうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らし通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例と

（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

3

幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるものうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らし通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例と

するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。

するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納させるものとする。

6 | 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

7 | 略

(復職時等における号給の調整)

第二十六条 休職等のため勤務しなかつた職員が、復職し、又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、その者の号給を調整することができる。

2 | 略

(期末手当)

第二十七条 略

2 | 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十、五、六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額に、教育委

6 | 略

(復職時等における給料月額調整)

第二十六条 休職等のため勤務しなかつた職員が、復職し、又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至つた日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

2 | 略

(期末手当)

第二十七条 略

2 | 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十、五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額に、教育委

員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百六十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の九十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・

員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月及び  
十二月に支給  
する場合には百分の百六十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の九十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五

五」とする。

4 ) 6 略

( 勤勉手当 )

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、

百

分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十七・五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の二十二・五、十二月に支給する場合

」とする。

4 ) 6 略

( 勤勉手当 )

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、六月に支給する場合においては百分の四十二

・五、十二月に支給する場合においては百

分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の八十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十二・五」とあるのは「百分の二十二・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「

においては百分の二十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4  
5  
7  
略

百分の二十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五」とする。

4  
5  
7  
略

附則第八項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

附 則

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条第五項及び第六項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条第五項及び第六項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2  
略

2  
略

3 平成十四年三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において四十

3|

略

---

4|

略

七歳以上の職員で同年四月一日以降在職するものについてのこの条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第七条第五項の規定の適用については、同項中「五十五歳」とあるのは、基準日において、五十五歳以上の職員にあつては「五十八歳」と、五十一歳以上五十五歳未満の職員にあつては「五十七歳」と、四十七歳以上五十一歳未満の職員にあつては「五十六歳」とする。

## 給与改定の概要

## 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目		改 正 内 容								
昇 給 制 度		<p>普通昇給と特別昇給を統合し、勤務成績等に応じ昇給の区分を5段階とする昇給制度に改正する。</p> <p>昇給の号給数等は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>良好な成績で勤務した職員の昇給は、4号給を標準とする。</p>								
給 料 表		<p>別表第一</p> <p>現行の号給を原則として4分割する。</p>								
諸 手 当	期 末 手 当 勤 勉 手 当	職員の支給月数								
			現 行				改 正			
			6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
		期末	1.65	1.65	0.25	3.55	1.60	1.65	0.25	3.50
		勤勉	0.425	0.475		0.90	0.475	0.475		0.95
		管理職員の支給月数								
			現 行				改 正			
			6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
		期末	1.25	1.30	0.25	2.80	1.15	1.20	0.25	2.60
		勤勉	0.825	0.825		1.65	0.925	0.925		1.85
再任用管理職員の支給月数										
	現 行				改 正					
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計		
期末	0.60	0.75	0.10	1.45	0.575	0.725	0.10	1.40		
勤勉	0.425	0.475		0.90	0.45	0.50		0.95		
再任用職員の支給月数は、改正なし										
通 勤 手 当		特別区人事委員会が定めている「職員の通勤手当に関する規則」に替わる規則を教育委員会規則として制定する。								
実 施 の 時 期		平成18年4月1日								